

第2回 スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する 専門調査会（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 令和4年2月9日（金）16:10～17:04

2 場所 中央合同庁舎8号館4階416会議室

3 出席委員

会長 野田 聖子 内閣府特命担当大臣（地方創生）

委員 栗飯原 理咲 アイランド株式会社代表取締役社長

同 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション ファウンダー

同 坂村 健 東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
東京大学名誉教授

同 高橋 滋 法政大学法学部教授

同 竹中 平蔵 慶應義塾大学名誉教授

同 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

同 村井 純 慶應義塾大学教授

同 柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授

（あいうえお順）

4 その他出席者

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ座長代理

赤池 誠章 内閣府副大臣

宮路 拓馬 内閣府大臣政務官

青木 由行 内閣府地方創生推進事務局長

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長

三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官

喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事

（1）第1回専門調査会（令和3年8月）以降の取組

（2）スーパーシティの区域選定について

（3）自由討議

3 閉会

(配布資料)

資料1 第1回専門調査会（令和3年8月）以降の取組

資料2 スーパーシティの区域選定の進め方（案）

資料3 八田委員提出資料

参考資料1 「スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」の設置等について

参考資料2 スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会運営規則

参考資料3 第1回専門調査会での坂本地方創生担当大臣（当時）発言要旨

参考資料4 国家戦略特別区域基本方針（抄）

(要旨)

○喜多参事官 ただいまより第2回「スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」を開催いたします。

会議の出席者は、お手元の資料を御覧ください。

初めに、野田大臣より御発言をお願いいたします。

○野田大臣 改めまして、今日はありがとうございます。

このたび担当大臣に就任いたしまして、実は本日、この専門調査会に初めて担当大臣として出席させていただきます。事前に事務方からは、いろいろ委員の皆様方の大変な取組を聞いていたので、大変楽しみにしておりました。

スーパーシティについては、前回8月の専門調査会において、大胆な規制改革の提案が乏しいのではないかとのお心というか、意見をいただいて、それを踏まえて自治体に対して再提案を募集するとともに、国家戦略特区ワーキンググループを開催し、提案内容の具体化のための自治体に対する助言と、規制所管省庁との調整を行ってきました。

また、岸田内閣が推進するデジタル田園都市国家構想に関連して、スーパーシティはその構想を実現するための先導役としての役割が期待されているはずで

本日の専門調査会では、今後のスーパーシティの区域選定の進め方などを議論していただきたいと考えています。

どうぞ委員各位、忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ですけれども、私からの御挨拶に代えさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。

○喜多参事官 大臣、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

まず初めに、議事（１）第１回専門調査会、去年８月に開催されたそれ以降の取組につきまして、資料１に基づき、事務局より説明いたします。

○三浦審議官 審議官の三浦でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料１を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、これまでのスケジュールの御紹介がございます。復習になりますけれども、おととしの令和２年の年末に公募を開始し、締切りが令和３年４月でございました。それを踏まえて８月６日、第１回の専門調査会を開催し、冒頭に言及がございましたけれども、そこで再提案のお願いという結論になり、再提案は１０月１５日に締め切りました。その後、１０月から１月にかけてワーキンググループで規制改革の提案の具体化、各省調整を行い、並行して、自治体に対する助言も行っていただきました。

２ページがスーパーシティの応募団体です。去年の４月の段階で３１の地方公共団体からスーパーシティの御提案をいただいております。１０月に再提案をいただきましたのは、そのうち２８ということでございます。３団体からは再提案はございませんでした。

各団体からの規制改革の提案内容が３ページ以降続いております。

８ページから地方公共団体へのワーキンググループの助言の内容を御紹介しております。こちらにも詳細にわたりますので、説明は省略をさせていただきます。

１４ページに秋以降のワーキンググループの開催実績を御紹介してございます。御覧いただいているような各項目について規制所管省庁との調整をしてきた経緯です。

資料１につきましては以上でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、議題（２）スーパーシティの区域選定につきまして、資料２に基づきまして、事務局より説明いたします。

○三浦審議官 資料２を御覧ください。

１枚めくっていただきまして、「①スーパーシティの区域選定の進め方（案）」というページがございます。最初の【現在の状況】のところは、申しあげましたように、８月の専門調査会を経て、再提案を受け、自治体に対する助言、規制所管省庁との調整を行ってきたこととありますが、それを受けて見えてきましたのは、この後３ページ以降で御説明いたしますけれども、自治体によって提案内容の「熟度」に差異があるということでございます。

したがって、【基本的な方針】でございますけれども、提案内容の熟度の高い自治体から、順次、専門調査会及び国家戦略特区諮問会議に付議をして、区域指定について具体的に検討いただいているかという案でございます。「熟度」でございますので、今回の指定から漏れた場合であっても落選ということではなくて、提案の「熟度」が高まり次第、指定について改めて検討するということではいかかがということでございます。

「熟度」と申しましたことについて、いかように判断するかであります、「規制改革」

と「先端的サービス（事業）」の2点の熟度を見るということでもあります。規制改革の提案については、過去の経験を踏まえたと、指定をしたはいけれども、その後規制改革が全然実現しないということではいけませんので、規制所管省庁と既におおむね合意した項目があること、それも1つというよりは複数あること。加えて、規制所管省庁と合意はしていないが、今後議論が可能な程度に具体化した項目が相当数あること。このような状況であれば、規制改革に対する「熟度」があるということではないかということでもあります。

先端的サービスについては、おおむね5分野以上について想定している事業者が参画しているなど事業スキームが具体化、また、事業者などから規制改革による事業の実現に向けた強いコミットメントがあるという考え方でいかがかということでもあります。

上記の「熟度」の内容を満たす場合には、具体的候補地として専門調査会に付議をし、委員の皆様には指定基準に従って御審議をいただくということではいかがかという案になってございます。

次の2ページは、申し上げたことが、おとし国家戦略特区基本方針で定めた指定基準といかような関係にあるかということでもございます。指定基準には7項目ございましたが、③から⑦の部分は、我々内閣府事務局において、各専門家の意見を踏まえて指定基準との適合を確認できますものですし、してきたところでございます。他方で、上の2つ、①と②の基準につきましても、先ほど申し上げたような案で、「熟度」という観点で御検討いただくということではいかがかということでもございます。

これを具体的な各提案に当てはめた評価が、3ページ以降についております。右から2つ目の列の「方向性について各省と合意（予定を含む）」というところを縦に見ていただくと分かりやすいかと思えます。これを見ますと、3ページには複数合意できたところがなく、4ページを見ますと、つくば市においてロボットの歩道通行に係る道路交通法の特例以下、補助金等交付財産の目的外使用手続の特例、外国人起業家の在留資格の特例等々複数ございます。つくば市は、4月の提案で公職選挙におけるインターネット投票の実施、ロボットの公道自動走行などモビリティ関係、イノベーションのための国有財産の活用、10月の提案ではマイナンバーを活用した健康関連データの情報連携、外国人起業家の創業活動期間の延長といった御提案を全体像ではいただいております。

今、先ほど申し上げた項目について合意をし、今後の議論項目としては、1つ目は公職選挙におけるインターネット投票の実施、これは複数自治体共同ではございますけれども、つくば市の場合は2018年から検証を諸々積み重ねてきた経緯がございまして、この点については前向きに評価できる考慮要素かなと考えております。ほかにも国立大学、国立研究所のWTO政府調達協定の対象機関除外、あるいはマイナンバーの利用範囲拡大といった御提案があり、特区ワーキンググループで議論中ということでもございます。このページは、ほかには複数項目合意の自治体はございません。

ページを進めていただきまして、7ページまで複数合意した提案はないところでござい

ますが、7ページには大阪府・大阪市共同が複数の項目が各省合意のところに記載されているところがございます。大阪府・大阪市共同の提案は、全体像は4月提案の項目からございますが、万博をキーワードに、会期中はそこへの会場アクセス、その後については観光・ビジネス展開を見据えて、「空飛ぶクルマ」といったこと、それから、夢洲の開発をしておりますので、そこについてはAI気象予測、自動運転バスによる貨客混載運送等、また、ローカル5Gを活用した未来型サービスの提供ということでもあります。

そして、10月再提案には、それに加えて更に英語による医師試験実施等々、海外との医療の展開関係があり、かつ⑥で「空飛ぶクルマ」の整備については提案をブラッシュアップしていただいたということがございます。

方向性について各省と合意しているものは、「空飛ぶクルマ」の社会実装以下4点、今後の議論ということについては、自動運転バスによる貨客混載運送、英語による医師試験実施等々医療関係項目が想定されているということがございます。

残りのページは8ページ、9ページと続きますけれども、複数の項目について各省と合意できたところはないところがございます。

以上を踏まえ、冒頭申し上げました区域選定の進め方のフレームワークと照らし合わせますと、つくば市と大阪府・大阪市共同の2つの提案が、「熟度」という観点からは前向き評価になるのではないかとというのが、事務局の見方ということになります。

資料の御説明は以上でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

それでは、ここから自由討議に移ります。

御発言の順番ですが、まず初めに、本日、資料を御提出いただいております八田委員より、資料3に基づき御意見をいただきまして、次に、スケジュールの関係で柳川委員より先に御意見をいただきます。その後、「あいうえお」順で栗飯原委員、秋山委員、坂村委員、高橋委員、竹中委員、村井委員の順に御指名させていただきます。

それぞれの発言時間は3分程度でお願いいたします。

では、八田委員、よろしくをお願いいたします。

○八田委員 ありがとうございます。

私からは、革新的事業連携型国家戦略特区制度の活用について御提案したいと思っております。これはいわゆるバーチャル特区制度の活用です。

今回のスーパーシティに関する規制改革提案では、いくつかの自治体から、デジタル技術を活用して健康・医療などをはじめとした地域特定の課題の解決を図ろうとする優れた規制改革提案がなされました。

これらは、人口減少・少子高齢化、コロナ禍で顕在化した課題に対処した内容で、時代の要請に合致したものであり、また、特に地方部や過疎地でのニーズが高いものです。

したがって、政府においては、これらの取組を推進するため、スーパーシティ型国家戦略特区制度の活用に加えて、特定課題に重点を置いた革新的事業連携型国家戦略特区制度

(いわゆる「バーチャル特区制度」)の活用を検討すべきではないかという提案でございます。

つまり、スーパーシティをきっかけに出てきた様々な提案で、スーパーシティとはならないけれども、特定の課題について重点を置いた特区をいくつか束ねたものをつくろうではないかと、そういう提案でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、柳川委員、お願いいたします。

○柳川委員 柳川でございます。

私の時間の都合で先に回していただき、恐縮でございます。

まず、事務局から先ほど御提案がありましたような進め方に関しては、基本的に賛成でございます。せっかくこれだけの自治体の方がこのスーパーシティということで意欲的に提案をしていただき、様々な今の規制改革に関する議論にも積極的に対応していただいたことを考えると、今回1回の限りで選定をしてそれでおしまいということではなくて、事務局の御提案にあったように熟度に応じて順次指定をしていく。まずは現段階で進んでいるところ、その後、熟度が高まってくれば更に選定をしていくということは、とてもいいことなのではないかと思えます。熟度も、規制改革の観点と先端的サービスの観点、この2点が重要なところでございますので、ここをしっかりと見ていった上で熟度が高まっていったかどうかを検討するというのも、とてもいい形ではないかと思っております。

今、八田委員から御提案のあったように、スーパーシティという形にならなくても、かなり特定の分野に関して優れた提案がなされている自治体に関していえば、その取組をしっかり実現させると。規制改革の意味でもそういうことを実現させていくのはとても重要なことだと思いますし、そこにある程度スピード感があつたほうがいいと思いますので、私も八田委員の御提案に賛成でございます。

その上で、今の熟度を見ていくというところはこれでいいことだと思うのですけれども、規制改革のところは、規制省庁とおおむね合意した項目が複数あることが条件として入っております。これは、こういう合意ができていないと絵に描いた餅に終わってしまって、なかなかスーパーシティになっても動いていかないという意味では、必要な条件だとは思っています。ただ、一方で見ると、ある種、規制省庁が合意しないと、結局その自治体はどれだけ頑張ってもスーパーシティになれないということにもなるわけです。

②の事業に関していえば、事業者が規制改革による事業の実現に向けた強いコミットメントがあることという条件が入っていて、私はここが一番大事だと思うのですけれども、そのせっきくの強いコミットメントが、言い方は悪いですが、省庁側が規制改革に抵抗したり消極的であったがゆえに、この全体の実現がされないというのは、とてももったいないことだと思います。これは先ほどの資料にあったように、ワーキンググループの方々が随分御尽力をされてコミュニケーションを取っていただいて、どういう形の提案であれば合意ができるかというところをしっかりとやっていただいているところが肝であると

思っていますけれども、そういうことをしっかりやっていただくこと。加えて言えば、規制省庁側もスーパーシティというものをしっかりつくっていくことが大事だという趣旨を踏まえていただいて、抵抗に終わらずに、もちろんできないことは当然できないのですけれども、しっかり規制改革を進める方向で積極的に合意をしていくというところで、是非この議論を進めていくようにしていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、栗飯原委員、お願いいたします。

○栗飯原委員 栗飯原でございます。

ここまでの経緯と今後の方針案については、丁寧な御説明をありがとうございました。非常によく理解できました。

私のほうでも、今後の方針と進め方については、御提案どおりの進行に基本的に賛成でございます。特に先ほど八田先生からの御提案で、今回のスーパーシティの選定とは別に革新的事業連携型の特区制度の活用を検討してはという御提案は、本当に非常にすばらしいと感じました。特に医療や健康分野におきましては、構想の規模感的にはスーパーシティで今回の分野を全て網羅するのは難しい地域でも、生活者にとって非常に有意義なトライアルが、この革新的事業連携型というものを採用することによって実現できるのかと思いますので、是非この形でいいすくい上げができればいいのではないかと感じました次第です。

今回熟度が上がってきた大阪とつくばの2都市については、次回、改めて具体内容の御提案がいただけるということになると思うのですけれども、私からは、既に十分お考えいただいていると思うのですが、第1回目の会で申し上げたとおり、今回の審査対象である規制改革や先端的サービスというものの結果として、実際に人々の暮らしがどのように豊かになるのかというリアルな生活者の人生向上をどう描かれているのかという点は、是非しっかりお伺いしたいと感じている次第でございます。

提案資料を拝見しておりまして、各都市に今回SDGsというキーワードをしっかり掲げているのですけれども、特にSDGsを理念として掲げたときに、個々の施策を見ていくと、理念と具体にギャップが生じてしまうケースがSDGs関連では割と多いのかという印象も受けていますので、今回のプロジェクトを通じて本質的な意味で社会が豊かになっていくということを見据えていくときに、SDGsの大目標と個々の施策がちゃんと握手できているのかというのも個人的には見ていきたいと感じました次第です。

私からは以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 秋山でございます。

私も御説明のありました今後の進め方、並びに八田委員から提案のありましたいわゆる

バーチャル特区制度の適用についても同様に賛成をしております。

その上で、私からは、自治体ヒアリングなどにも参加した者として少しコメントをさせていただきたいと思います。今回31もの自治体に申請をいただき、皆さんの生の声を聞く機会を通じて、地方自治体で感じておられる今のままではいけないという危機感を改めて実感することができました。規制というものについては、これまでである意味行政の前提条件でもあったために、当初の提案では物足りなく感じる場面も多々ありましたけれども、事務局やワーキング有識者の皆さんとの議論を通じて提案の熟度が上がり、関係省庁との議論も充実すること、そういう成果があることが明確になりました。規制改革を進めていくには、提案自治体や事業者の皆さんをサポートする体制が不可欠です。私自身も関わらせていただいて、様々な意味でとても負荷の高い仕事だと理解をするに至っております。スーパーシティ構想を本当に実現するためには、引き続きこういったサポート体制を維持、強化させていただきたいと思います。

一方で、国家戦略特区創設以来、関わってきた者として、こういった規制改革というのは、当事者の努力が幾らあっても、政府の規制改革に対するスタンスや優先順位づけに大きく影響されることも経験してきました。国家戦略特区は、その名前に国家戦略をうたっている以上、大きなテーマの方向性については政府が明確に打ち出していくこと、これが自治体の皆さんの背中を強く押すことにつながると私は思います。デジタル化を通じたマイナンバーの活用、旧態依然とした対面原則の見直しなど、大きな方向性を示すということが自治体を元気にしていくことにつながると考えます。岸田政権では、先ほど大臣からも言及がありましたように、デジタル田園都市構想なども打ち出されて、デジタル化を機に全国自治体のための共通のプラットフォームの整備が進みます。これは規制改革にとっても大きな追い風になりますので、これに併せて大きな方向性が政府によって示され、人々の心にかかっている規制も緩和することができるようになることが、スーパーシティ構想の成功の要諦ではないかと思えます。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、坂村委員、お願いいたします。

○坂村委員 坂村です。

スーパーシティの都市の候補なのですが、結果として関係者の間で最も抵抗が少ない案件を集められた都市、ある意味では無難という印象を私は持ちました。波風なく粛々と進むという意味では霞が関的にはいいのでしょうかけれども、国家戦略特区で当初から言われている大胆な規制改革という観点では、大分丸くなってしまったのではないかと思います。スーパーシティやDXの本質は構造改革ということにあって、それがボトムアップでは限界があることは実感しています。ボトムアップで行く限りパレート最適的になってしまって、そういう局所最適の枠の中での改善では、枠自体を壊して全体最適をするための改革にはつながらないと私は思います。提案する都市の方にチャレンジが足りないという

指摘もありますが、そもそも関係者間の調整の取れた案件を数多く取られた都市という基準で選んだら、無難寄りになってしまうのは当然だと思います。

今の候補の都市は、これはこれでいいとして、それにプラスして、もう少しチャレンジ系の都市を追加してほしいと思います。その場合、何も大きい都市である必要はないと思います。今の候補は大きな都市ばかりですが、以前の国家戦略特区でドリルの先端という言葉が使われていましたように、改革のテストケースという意味では、むしろ小さいほうが有利なこともあります。行政DXの最先端と言われているエストニアは、国民のマインドや大統領のリーダーシップが良かったにしても、奈良県程度の人口の小さな国だったから素早く改革できたというのも確かだと思います。例えばワクチンの3回目接種のようなことでも、横浜市や大阪市は大きく遅れています。これは行政側の問題があるにしても、人口が多いということの困難も大きいと思います。住民全体に例えばネットワークデバイスを持ってもらうようなことでも、人口が少なればできるのですけれども、そういうセンシティブな案件に合意を取り付ける説得も小さい自治体ならば可能ですが、大都市では不可能だと思います。ただ、その意味では八田先生が先おっしゃっていたバーチャル特区の枠組みは、私もこのバーチャル特区を提案した者の一人として、スーパーシティに選ばれなかったけれども、チャレンジしている小さな自治体をまとめることで、スーパーシティの都市の補完を行えるということは思っている。是非これは実行すべきだと思います。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 高橋でございます。

第1次のスーパーシティの認定に当たっては、認定のハードルを下げずに大胆な規制改革の構想を持った都市を対象を絞る、そのような方針に基づいて選定すべきであることは、前回の会議で申し上げました。そういう点では、今回の事務局の御提案につきましては、私の前回の発言にも合致するものとして、歓迎させていただきたいと思います。その他の方針についても異存はございません。

その上で、1点、私見を申し上げたいと思います。すなわち、大胆な規制改革の構想というのは、同時に実現に際してハードルも高くなりがちです。この点、私は地方分権改革有識者会議や規制改革推進会議において改革のお手伝いをしてまいりましたが、その経験からは、規制を所管する官庁はこれまでの制度にとらわれて柔軟な発想ができないケースが多いようです。そこで、事務局の皆様には、提案都市と規制所管官庁との間に立って、自由な発想で改革実現の障害を除去する提案を、規制所管官庁にぶつけていただきたいと思います。

例えば、インターネット投票についてです。私は、電子投票の有識者会議に参加していましたが、スマホやパソコンの端末で投票の秘密が守られる環境を確保できるか、こう

いう点で疑念が払拭できないという問題があります。そのため、所管官庁は買収や強要などの事態が横行するのではないかという懸念を持っているわけです。この場合に、この種の懸念に対しては、有効な解決策の提示が重要です。例えば、公選法を改正して、条例によって選挙事務所において投票のために端末が利用されないよう配慮する義務を選挙責任者に課することができるようにする。かつ、選挙責任者の違反に対しては連座制を本人に適用する、そして、特定の候補者について運動した者については、有権者に対してスマホやパソコンを用いた投票の動作の確認を求め、あるいは確認してはならないとする禁止規定を罰則で設ける等の提案をする。さらには、何人にあっても有権者に対してスマホ、パソコンを用いた投票の動作の確認を求め、確認してはならないとする規定を設ける等、柔軟な発想、対処方法を示しつつ働きかけをすべきではないかと思っています。

また、地域公共交通の貨客混載バスの運行についての提案もありました。この提案についても、過疎地にあっては荷物の組織的な盗難というリスクはあるわけです。そこで、例えば駅前のコインロッカー、よく見かけるわけですが、様々な大きさの荷物に対応できるように一個一個サイズの異なるロッカーがある、かつ、本人に送付された暗証番号で解錠できると。こんな駅前にあるようなコインロッカーみたいなものをバスの後方に設置すれば、盗難の危険などは排除できるということになるろうかと思っています。このような発想で、制度の固定観念にとらわれた所管官庁の抵抗を解きほぐすような工夫を、事務局の皆さんにはぜひ求めていきたいと思っています。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 ありがとうございます。

スーパーシティの提案を成長戦略会議で最初にさせていただいたのは、ちょうど4年前になると思います。そのときは安倍総理と菅官房長官がリードしてくださって、ちょっと時間がかかりましたけれども、この法律ができて、募集をしたと。しかし、正直に言いまして、そのときに提案してイメージしたものと今上がってきている案はかなりギャップがある、残念ながらギャップがあると言わざるを得ないと思います。もちろん色々な要因があるわけですが、さはさりながら、都市OSをできるだけ共通のものにしながらこういう方向に動いていくことに動き出さなければいけないので、アジャイルな形でとにかく今、踏み出すということは、スケジュール的には私は必要であろうかと思っています。

ただ、この事務局の説明の中で熟度という言葉がありますけれども、それまさに先坂村先生がおっしゃったように、熟度という言葉の中で合意できていることを優先するならば思い切ったものは絶対に出てこないわけです。実は特区諮問会議というのは、反対する省庁と進めたい人たちと、そこをじかに総理の前で話し合ってもらって、それで総理に裁定してもらおう。それが特区諮問会議の存在価値なわけですから、合意しているものだけがそこに出てくるということで果たしてよいのかと。そこは是非考えていただきたい。逆に言

うと、事務局に頑張ってもらって、各省庁を強引になぎ倒して、それが増えれば熟度が高まる自治体が非常に多いということでもありますので、そこをさらに何か一歩進めてほしいと思います。

そして、今回それでも選ぶことになるのですけれども、スーパーシティとして選ばれそうなところに対しては、むしろ厳しくやっていく。ハンズオンでやるということここ1～2年のキーワードに我々はしてきましたけれども、例えばエアタクシーのようなもの、「空飛ぶクルマ」みたいなものをやる場所は、どこが本当に責任を持ってやって、どの路線でやっていくのだということを明確にコミットメントをしてもらう。そういうことを厳しく言う必要があると思うし、逆にスーパーシティに漏れるところには、先ほど何人かの方もおっしゃいましたけれども、これだけ頑張っているのだからそれをエンカレッジするような仕組みが必要であって、その一つとしてバーチャル特区、これも特区の議論の中でずっと行われてきたことですので、これをこの際実現するという八田先生の提案は大変重要であると思います。

その上で、是非野田大臣にお願いしたいのですけれども、私はこの特区の話とデジタル田園都市の話、両方の議論に参加させていただいていますが、この関係が一般には分かりにくいわけです。デジタル田園都市としての代表的なものが、このスーパーシティには漏れたけれども、そこから出てくると。その有機的な関係みたいなものを是非野田大臣と若宮大臣で話していただいて、我々に分かるように、そして国民に分かるような示し方をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、何か一つブレークスルーのものが欲しいと、そのように今、思っております。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、村井委員、お願いいたします。

○村井委員 慶應大学の村井です。よろしく申し上げます。

前回の会議にて、改革の度合いが少ないからやり直すということで日程が延びてきたという感覚を私は持っているのですけれども、今の竹中先生の話と似ているのですが、熟度、つまり調整がどれだけついているかが問われて次の段階に来るとなると、やはり丸くなっているのではないかと思います。改革が複数あって、それが合成されるのがスーパー特区だ、スーパーシティだという説明を受けていたのですけれども、各省と調整がついたところの数が多いほどいいというのでは、その迫力が少し緩んでいるのではないかという気がしますので、是非丸ならないで本当にできることをやっていただきたいと思いますというのが1点です。

このスーパーシティという政策は長い間、期待されてきたと思うのです。そうすると、どのようにして決着をつけるのかという一つの判定基準は、国民目線で、これが変わってここではこんなことができなくなったのだというインパクトだと思うのです。このインパクトは何なのかという基準が要ると思うのです。これがなければ、スーパーシティをこれ

だけ時間をかけてやったということが伝わらないのではないかと。これによって、デジタル田園都市国家構想や新しい政策でこの国を変えようと言う際の、国民の理解が得られるのではないのでしょうか。したがって、テストでは駄目だし、やってみただけでは駄目だし、本当に国民にとってどのような変革が起こったのか、これをどういうタイミングでいつ出せるのか、この基準を持ちながら是非進めていただきたいと思います。

最後に、このバーチャル特区制度はすばらしいと思うのです。デジタル政策の中で準公共領域など、どこでも共通する領域というのは医療・健康、災害関係、教育、金融、この4つは規制が非常に厳しいところで、デジタル化が進んでいなかった領域なのです。先ほど坂村先生がおっしゃったように小さなところでもいいと思うのですが、これらの分野に対して強い提案をしていくところを連結して、インパクトのある成果が出れば素晴らしいと思います。金融などは出せると思うのです。私は金融等の専門家ではないから個別には軽々しいことは言えないが、デジタル化の視点では、少なくとも大改革をする余地がある領域がこの4つの領域なのです。したがって、そういうことが見られるバーチャル特区というのはすごく希望が持てました。

以上でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

発言が一巡しましたので、ここで事務局より八田委員から提案がありました革新的事業連携型国家戦略特区制度、いわゆるバーチャル特区の活用につきまして発言します。

三浦審議官、お願いいたします。

○竹中委員 その前に、原さんが一番このことを実務で詳しくやっていて、今日、オブザーバーですけれども、意見を言っていた方がいいのではないのでしょうか。

○喜多参事官 原先生、お願いいたします。

○原国家戦略特区ワーキンググループ座長代理 原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

特区のワーキンググループで、この議論は長くやってまいりました。事務局の喜多参事官や、今日ここには出席していませんが、特区ワーキンググループの多くの委員の方々にも大変な尽力をいただいてここまで何とか来たということ、改めて申し上げたいと思います。

ただ、坂村委員、竹中委員、村井委員、皆さんおっしゃいましたように、まだインパクトが足りないというのは全くおっしゃるとおりだと思っています。今後指定していくに向けては、提案を出したけれども指定されない自治体から見ても、ここはもうこれだけインパクトのあることをやるのだから、うちが指定されないのはしょうがないなという納得感が重要だと思います。そこにまで至っているのかというと、今の時点で有力とされているところについても、率直に言って、これまでの国家戦略特区の指定水準から見ても若干物足りない状態だと認識しています。

あえて各論でちょっとだけ申し上げますと、例えばつくば市、4項目の各省と合意済み

という項目がありますが、率直に言って、目玉はロボットの歩道通行のところだけだと思います。これは元々つくば市が構造改革特区で6キロまで走ることが認められていました。今度これが全国展開されて、全国で6キロまで走れるようになります。今度つくば市ではさらに10キロまで走れるようにするというのが今回の提案でして、私の感覚で申し上げれば、それはもう構造改革特区で引き続きやったらよろしいのではないですかということではないかと思っています。

その意味でいうと、先ほど高橋委員からもインターネット投票の話もありました。これはまさに大胆な提案であり、こういった項目を、ぜひ高橋委員のような知恵も活用しながらできるとよろしいのではないかと思います。ここはそれこそ大臣や副大臣、政務官のお力添えなくしてできない項目だとは思いますが、何とかよろしく願いできればと思う次第でございます。

以上です。

○野田大臣 何か事務局から言い訳はありますか。

○喜多参事官 ありがとうございます。

6キロ、10キロの話は、原先生となかなか御意見が合わないところもありますが、次回、つくば市にどのようなインパクトがあるかという内容につきまして、その辺を含めて次回プレゼンしていただき、御意見をいただければと思います。

○三浦審議官 ありがとうございます。

もう一点、総論についての補足です。先ほど、合意済みの項目数だけで見ていくと、合意しやすい簡単な提案をしたところが有利になってしまって、ひいては全体に低い水準になるという御指摘をいただいたと思います。おっしゃるとおりでございます、そこはまさにそこだけで見ていくとそうになってしまうと思います。ここは若干私の先の説明がそこを強調していたのでそういう印象を与えてしまったかもしれないという点をおわびするとともに、もう一度御説明しますと、そこだけで見るのではもちろんないということであり、そもそも、指定基準にもあるように、大胆な提案をしているということが大前提としてあるということです。また、先ほどの資料2でも表は4列になっていて、合意済み項目の列の横に合意はしていないが今後議論していくという項目の列があって、そこも含めて熟度の判断をするということでございます。

さらに進めて、「合意済みのものが1個もなくともいいのではないか。」という考え方もあるのかもしれませんが、逆にその場合は指定された後に何もできないということがあってもいけませんので、そういう意味でのスクリーニングの趣旨と、もう一つは、何らかの項目についてこの時点で合意ができているということは、恐らくそれだけ色々なことが具体化されていたり、検討されている実態があり、そういった提案は、今後一番右側の難しい項目を進めるポテンシャルという意味で肯定的な評価ができるかなという趣旨もございまして、合意済みの項目数も熟度の評価の一つの観点として入れさせていただいています。ただ、繰り返してございますけれども、それだけを見て、簡単な提案を多く出して数

を稼げれば有利、とはならないという考え方であること、補足をさせていただきます。

引き続き、八田委員の御提案に対してコメントを申し上げたいと思います。

まず、革新的事業連携型の国家戦略特区制度についてですが、この制度は国家戦略特区の創設当初よりありますが、これまで指定実績はございません。

また、八田委員がおっしゃったように、今回のスーパーシティ提案では、デジタルを活用し、地域課題の解決を図ろうとする提案がいくつかありました。

中でも、現時点では健康というテーマに着目した茅野市、吉備中央町、加賀市の提案は、特区ワーキンググループでも議論され、内容が相当具体化されていると感じました。また、この3自治体は、既に規制所管省庁と規制改革の方向性を合意できた事項もあります。

こうした自治体が、地理的に離れていても、共通の問題認識の下、規制改革とデジタルの面で連携して改革を実施していくためには、八田委員から提案いただいた革新的事業連携型の国家戦略特区制度の活用は、一つの手法だと考えます。

以上でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

数分程度時間がまだありますけれども、どなたか追加で御発言がありましたら、よろしいですか。村井委員、よろしく願いいたします。

○村井委員 その「熟度」の話ですけれども、規制の所管官庁と調整をしていくという話と、先ほどの大臣の一存、総理の一存で新しいことが起こるという話があるのだけれども、この両者の関係がよく分からないところがあって、かなり調整をして、合意をして、それから次に進めますという項目の数で考えていくと、少し尖った話が消えていく方向にあるかと思うのです。そういう心配はしなくていいのですか。

○八田委員 今の課題というのは、要するに非常に難しいトピックです。言いにくいことだけれども、特に、自民党の部会が反対する可能性があることですね。それが一番の大きな障害です。そこに政治的な胆力を持ってどう対応するかというのは、時の総理の決意にかかっていると思います。そして、その決意を表明される場所は、規制省庁とバトルをする特区諮問会議です。昔、竹中先生が経済財政担当大臣として政策を推し進めて行かれたときには、経済財政諮問会議で、いつもバトルをやって、総理が決裁されました。特区諮問会議もバトルをやったものもありましたが、そんなにはやって来なかったのですね。だけれども、総理が決裁される場所であるということが特区諮問会議の本来の機能だと思います。

しかし、スーパーシティについていえば、今回決まるものが最後ではなく、その後もスーパーシティ候補を次から次に出していくべきだと思います。そのたびに、政治的に非常に難しい規制改革課題に直面するかもしれないけれども、ぜひ諮問会議に上げて御検討いただく。そうすれば、かなり難しい改革トピックにも取り組んでいくことができるのではないかと、そのように思っております。

○竹中委員 もう時間がないと思いますけれども、今日はあまりこのことは発言しないで

おこうかと思ったのですが、皆さんは皆さんですごくいろいろな言い分はあると思うのですが、自治体から、いろいろな大胆な提案をしたらこの提案はやめておくと事務局から言われたと、そういう声が結構聞こえてきます。皆さんに言い分があると思いますから、どちらがいいとか悪いとか、そういう議論はしませんけれども、だから、さっきのブレイクスルーではないですが、一定の胆力を持ってやっていかないとブレイクスルーは出てこないということもありますので、今回いくつかの提案が出ているのだけれども合意していない、インターネット投票がいい例だと思うのですけれども、そのような問題を2つか3つでもいいから取り上げて、少し徹底的に特区諮問会議、規制改革会議の力も借りながら議論する。そういう問題意識を継続していく必要があるのではないかと思います。皆さんには皆さんの言い分があるし、地方が言っていることが全面的に正しいかどうかは、私は分かりませんが、でも、そういう認識は持たれているということです。

○喜多参事官 ありがとうございます。

では、お時間が参りましたので、最後に野田大臣より御発言をお願いいたします。

○野田大臣 まず、私の言葉で、感謝を申し上げたいと思います。

正直、私も新参者で、スーパーシティには直接ずっとコミットしてきた大臣ではないので、ほぼ出口が見えたところで、皆様方には相当ご苦勞いただいたという話を聞きました。規制所管省庁とのやり取りもかなり大変だったという話も聞く中で、候補地として出てきたものは大きなところになってしまうのかなと。そもそもこのスーパーシティというのは、逆転させることなのではないのかと思います。不便を便利に、不利益から利益に、そのように地方に投げかけていたのが、結果としてサイズ感、大きいところのほうが有利になってしまうようなことが先行してしまうと、地方創生はなかなか小さいところは苦勞していますから、夢や希望を与えてあげたいなということを思っていたのですけれども、今日、皆様方に大胆に斬新に刺激的な発言をいただいたので、そういう意味では自分の思っていたことが正しかったのかなと思っています。

国家戦略特区ですから、先ほど竹中委員がおっしゃったように、これからの国家は何を目指すのかということだと思うのです。今回、私が提案内容を見せていただいて、一番見えなかったのがジェンダーです。女性のことを何もやっていないなど。地方は、地方も含めて日本ですけれども、一番の国難は人口減少だと思うのです。地方は特に。地方に待機児童問題はありません。子供がいないのですから。そういうところで、活力がなくなってくるのをどう止めて、増やしていくかという画期的で、もう少し人に寄り添うようなDXが欲しいなど。

例えばフィンランドで、ノキアが伸びた理由は、ただ単に家と家が遠いため、一々行っていられないので、しっかり電波を使って通信をしようと、本当にそういうところから様々なDXの歴史というのはあるわけです。もちろん自民党の中にもいろいろな意見があると思います。ただ、皆様方が指摘されていることもよくわかりますので、副大臣、政務官ともしっかり取り組んでやっていきたいと思っています。

先ほどのインターネット投票は、私は4年前の総務大臣のとき、総務省にやってくれと言ったのですが、検討します、で終わっていました。こうやってスーパーシティのときに再会でき、そういうこともしっかり取り組んでいければと思っています。

このスーパーシティはコロナ前から始まったものです。しかし、世界中、日本中、その生き方やありようがコロナで随分変わったと思います。テレワークは、コロナ前は何それと言われていたのですが、今は渋々ながらこれをしないとできないね、ということになってきたので、これからは国家戦略の中でテレワークが仕事の主たるありようなのだ引っ張っていけるような規制改革をどんどんしていったら、最後はジェンダーレスになるのです。DXを取入れると、男女の性差がなくなるのです。そんなこともぜひ今後ともしっかり御意見を踏まえつつ、やっていかななくてはならないなと意を強くしたところです。ありがとうございました。

それでは、本日の皆様方の御意見を踏まえまして、今後、具体的には次のとおり進めていきたいと思えます。

まず、資料2「スーパーシティの区域選定の進め方（案）」について、皆様の御了解いただければ、これに基づき、次回の専門調査会においては、スーパーシティの具体的な候補として、大阪府・大阪市、つくば市の2都市からヒアリングを実施し、提案内容を審議したいと存じます。その際には、今日の御意見を踏まえてしっかり審議をしたいと思えます。

また、八田委員から御提案いただきました革新的事業連携型の国家戦略特区の活用については、デジタル田園都市国家構想の実現を図る観点から有効な手法であり、政府において積極的に検討したいと考えています。事務局において自治体の意向も踏まえ確認しつつ、内容を具体化し、次回の専門調査会において報告していただきたいと存じます。

最後に、本日の資料と議事の取扱いについてですが、資料2とそれに関する議論の内容については、現時点では非公表とし、次回以降の専門調査会において、区域選定の審議が終了した段階で公表したいと存じます。

このような方針について、皆様の御了解をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○野田大臣 ありがとうございます。それでは、このように進めさせていただきます。

あと、竹中委員がおっしゃったデジタル田園都市国家構想、私も新しいプロジェクトなので、ここの兼ね合いはまだはかりかねているので、しっかり有機的にどうできるか若宮大臣とは話をしますので、また御報告できればと思います。

○竹中委員 よろしく願いいたします。

○喜多参事官 以上をもちまして、本日の専門調査会を終了させていただきます。

次回の調査会は3月上旬を予定しております。日程が確定次第、御連絡申し上げます。

どうもありがとうございました。